

# 令和8年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 議 長   | 10番 | 伏 屋 隆 男 |
| 副 議 長 | 6 番 | 間 宮 寿 和 |
| 議 員   | 1 番 | 伊 神 和 弘 |
| 〃     | 2 番 | 番 有 里   |
| 〃     | 3 番 | 竹 中 光 重 |
| 〃     | 4 番 | 高 橋 伸 治 |
| 〃     | 5 番 | 關 谷 樹 弘 |
| 〃     | 7 番 | 尾 関 俊 治 |
| 〃     | 8 番 | 川 島 功 士 |
| 〃     | 9 番 | 田 島 清 美 |

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 町 長                 | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長               | 村 井 隆 文 |
| 教 育 長               | 野 原 弘 康 |
| 総 務 部 長             | 堀 仁 志   |
| 企画環境経済部長<br>兼企画DX課長 | 山 内 明   |
| 住民福祉部長              | 伊 藤 博 臣 |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 建設部長兼水道部長         | 田 島 茂 樹 |
| 教育文化部長<br>兼教育文化課長 | 天 野 富 三 |
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 田 島 直 樹 |
| 総務課長              | 花 村 定 行 |
| 郡教委学校教育課長         | 宮 川 浩 司 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 佐々木 正道  |
| 書 記    | 白 田 初 穂 |

1. 議事日程（第1号）

令和8年3月4日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第2号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第3号議案 教育長の任命同意について
- 日程第7 第4号議案 笠松町光未来振興基金条例について
- 日程第8 第5号議案 笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 第6号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第8号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第9号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第10号議案 笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第11号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 日程第15 第12号議案 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結について
- 日程第16 第13号議案 町道の路線認定について
- 日程第17 第14号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第18 第15号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 第16号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 第17号議案 令和8年度笠松町一般会計予算について
- 日程第21 第18号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 第19号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 第20号議案 令和8年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 第21号議案 令和8年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第25 第22号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和8年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 竹中光重 議員

7番 尾関俊治 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、1月15日、16日、19日に実施されました令和7年度定期監査の結果報告、令和7年度11月、12月及び令和8年1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 続きまして、理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で道路（舗装）修繕工事、以上1件であり、契約金額、契約の相手方、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから2ページをお目通しください。

また、令和7年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について岐南町より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第1号議案から日程第25 第22号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第1号議案から日程第25、第22号議案までの22議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日ここに令和8年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済は、大企業を中心に好調な企業業績が続き、株式市場も高水準で推移するなど明るい側面が見られる一方で、円安傾向の長期化やエネルギー価格、原材料価格の高止まりの影響により食料品や生活必需品の価格上昇が継続しております。賃金上昇の動きは見られるものの、物価上昇率に十分に追いついていないと言え、実質的な家計負担は依然として重い状況にあります。

こうした中、人口減少の進行、少子高齢化の加速、インフラや公共施設の老朽化対策など、地方自治体を取り巻く環境は構造的な課題を抱えており、自治体間の財政力や地域活力の格差も拡大傾向にあります。

当町におきましても、社会保障関連経費の増加、公共施設の維持管理需要、物価上昇に伴う各種委託料や人件費の高騰などにより歳出の増加が続いております。一方で、税収は一定の伸びが見込まれるものの今後の経済情勢の変動に左右される可能性があり、楽観視できる状況にはありません。

しかしながら、このような先行き不透明な時代であるからこそ、地域の強みを最大限に生かし、笠松町ならではの独自性と存在感を確立することが重要であります。危機を好機に転じる発想の下、行政運営の効率化と町の成長戦略を同時に進め、将来にわたり持続可能な自治体経営を実現していかなければなりません。

令和8年度は、これまで推進してきた施策をさらに発展させるとともに、行政運営の構造改革に本格的に踏み出す年度として位置づけ、選択と集中を徹底しながら、町民の皆様が笠松町に生まれてよかった、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進してまいります。

それでは、新年度の予算編成における基本的な考え方について御説明いたします。

笠松町は、岐阜の南の玄関口として地理的優位性を有し、交通の結節点として大きな潜在力を持っています。この立地条件を最大限に生かし、人材誘致（ヒト）、産業振興（モノ）、経済活性（カネ）を呼び込む地方創生の取組を一層推進してまいります。

令和8年度は、町のブランディングをより一層深化させると同時に、行政の在り方そのものを見直し、将来世代に過度の負担を残さない持続可能な自治体経営を確立することを目標とい

たしました。そのために、特に4つを重点項目として掲げました。1つ、自治体DXの推進、2つ、まちの魅力発掘とPR、3つ、こども施策の充実、4つ、ずっと住みたい安心のまちづくり。第6次総合計画の事業展開と整合を図りながら、町の将来展望を実現すべき事業に重点的に投資し、さらなる町の活性化を目指します。

これらの方針を基に編成した令和8年度の歳入歳出予算額は、一般会計91億6,500万円、国民健康保険特別会計18億9,375万9,000円、後期高齢者医療特別会計4億4,046万7,000円、介護保険特別会計26億5,963万8,000円、水道事業会計4億4,546万8,000円、下水道事業会計11億4,709万7,000円、合計157億5,142万9,000円となり、総額につきましては前年度と比較して3.15%の増となりました。

このうち、一般会計につきましては前年度比8.26%の増となっています。また、国民健康保険特別会計については4.58%の減、後期高齢者医療特別会計については9.53%の増、介護保険特別会計については9.13%の増となっています。また、公営企業会計の水道事業会計につきましては19.43%の減、下水道事業会計については19.65%の減となりました。

それでは、4つの重点項目に基づき、主な施策について御説明申し上げます。

初めに、自治体DXの推進では、「DXで窓口改革！役場の手続きがもっと便利に！」をキャッチコピーに掲げ、DXを単なるデジタル技術の導入にとどめることなく業務プロセスそのものを抜本的に見直す改革として位置づけ、住民サービスの向上と行政運営の効率化を同時に実現してまいります。

窓口業務につきましては、BPRの手法を活用し、窓口体験調査の結果を踏まえたレイアウトの刷新、発券機の導入、混雑状況の可視化などを実施し、分かりやすく利用しやすい窓口へと進化させます。

また、道路台帳のデジタル化、公金ウェブ口座振替受付サービスやセルフ公金収納機の導入、公共施設予約システムのオンライン決済対応など、来庁を前提としない行政サービスの拡充を図ります。

加えて、CIO補佐官の専門的知見を生かし、行政版AIチャットボットを開発することで24時間対応可能なオンライン窓口を整備し、職員の業務負担軽減と働き方改革を推進します。さらに、窓口開庁時間の見直し、宿直業務の外部委託など働きやすい環境づくりにも取り組み、時間外勤務の削減を図るとともに、窓口での明るい対応やよりよい政策の提案など住民サービスの向上へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、まちの魅力発掘とPRでは、「まちの魅力を次々発掘！住んでよかった、来てよかった笠松町！」として、地域の魅力を引き出し地域経済の活性化を図るための様々な取組を実施いたします。

地域主体の持続可能なまちづくりを実現するため、かさまつ共創まちづくりビジョンを策定

し、行政と民間が同じ方向性の下で取り組む基盤を整えてまいります。

また、ふらっと笠松の拡充整備により観光拠点機能を強化するとともに、ふるさと納税返礼品の開発支援制度を創設し地域経済の活性化と財源確保の両立を図ります。

加えて、アニメーションとのコラボ事業やデジタルPRの推進、ロケツーリズムの展開などにより笠松町の認知度向上と関係人口の拡大を目指します。

そのほか、公園空間を活用したイベント開催や県内プロスポーツチームとの連携、スポーツ施設の改修などによりにぎわいと交流を創出し、町全体の活力向上につなげてまいります。

続いて、こども施策の充実では、「こどもたちの未来と笑顔を守ります！」を掲げ、子どもたちの心身の健全な育成を促す環境の整備に加え、安心して子育てができる施策の充実を図ってまいります。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として、国の交付金も活用して保護者負担額を減らし、学校給食費の負担軽減を継続し栄養バランスと量を確保した給食を安定的に提供いたします。

また、新たに始まるこども誰でも通園制度に対応し、多様な子育てニーズに応える受け入れ体制を整備いたします。

さらに、小学校施設の計画的改修を実施し、快適で安全な教育環境を確保するとともに、学校施設の長寿命化も図ります。

最後に、ずっと住みたい安心のまちづくとして、「これからもずっと住みたい！安心のまちを実現します！」をキャッチフレーズに、災害に強い安全な都市基盤の整備と快適な生活環境を充実させ持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次期ごみ処理施設の稼働に向けた関連経費を計上し、円滑な制度移行と住民周知を進めます。

また、道路整備や路面排水改修、羽島用水パイプライン上部利用整備を継続し、安全で快適な道路環境を整備します。また、延長となる方針が示されている緊急自然災害防止対策事業債を活用し、主要道路の排水性を高めスリップしにくい安全な道路に改修します。

さらに、雨水管理総合計画の策定やハザードマップの作成、集中豪雨のときなど各地域でいち早く浸水対策を行うことが可能となる土のうステーションの増設など、内水浸水対策を強化します。

そのほか、公共施設の空調更新やLED化、防災行政無線戸別受信機設置補助制度の創設など、防災・環境・快適性の向上を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

以上、私の所信の一端となる令和8年度の主要事業について申し述べました。

本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従い、順次その理由、内容などについて御説明申し上げますので、慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い

申し上げます。

続きまして、本日提出させていただきました案件についてであります。専決処分の承認2件、教育長の任命同意、笠松町光未来振興基金条例ほか7件の条例案件8件、防災行政無線戸別受信機設備の売買契約、町道の路線認定、令和7年度笠松町一般会計補正予算ほか2件の補正予算3件、令和8年度笠松町一般会計予算ほか5件の当初予算6件、以上22件であります。

このうち、議案書の13ページをお開きください。

第3号議案 教育長の任命同意につきましては、教育長 野原弘泰氏の任期が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約第5条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。なお、任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年であります。

その他の案件については、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページから6ページにわたります第1号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

3ページを御覧ください。

令和8年1月23日に専決させていただきました令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）で、補正額は905万8,000円の増額補正であります。

衆議院の解散に伴い、2月8日執行されました衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上させていただいたものでございます。

6ページの歳出では、第2款 選挙費の選挙管理委員会費の委員報酬ほかをはじめ執行経費を計上させていただいております。

5ページの歳入では、衆議院議員総選挙委託金として749万円を計上するほか、不足する財源には財政調整基金からの繰入れ156万8,000円を充てさせていただいております。

続きまして、議案書の7ページから12ページに渡ります第2号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がな

いことが明らかであると認め、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。

令和8年2月2日に専決をさせていただきました令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）で、補正額は709万6,000円の増額補正であります。

歳出から御説明をいたします。

12ページを御覧いただきたいと思います。

第6款 商工費、第1項 商工費の第3目 観光費で12節 委託料でプロモーション推進業務委託料といたしまして709万6,000円を計上させていただきました。こちらは第2弾のアニメコラボ事業において、コラボグッズを追加発注することによる委託料の増額でございます。

なお、歳入につきましては、その上、第20款 諸収入、雑入の中におきまして、プロモーショングッズ販売代金といたしまして706万円を計上させていただきましたほか、不足する財源につきましては財政調整金より3万6,000円を充てさせていただいております。

11ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の専決補正の中では、併せて第2表の債務負担行為の補正も行わせていただいております。公共施設巡回町民バスの運行事業でございます。期間は令和7年度から令和10年度まで、限度額は総額1億890万円とさせていただいております。

こちらにつきましては、公共施設巡回町民バスの運行管理業務委託につきまして一般競争入札により新たな事業者が落札した場合、現行事業者から円滑な運行継続を確保するための準備期間等を考慮いたしまして、早期に業者選定を実施する必要があることからこのような措置を取らせていただいたところでございます。

なお、令和7年度中の費用は発生いたしませんで、令和8年度から3か年の業務委託とさせていただくものでございます。

続きまして、議案書の14ページから15ページにわたります第4号議案 笠松町光未来振興基金条例についてであります。

こちらは株式会社光製作所から寄附の申入れをいただきまして、笠松町の光ある未来を担う子どもたちの教育の振興及び教育環境の充実を図るため、笠松町光未来振興基金条例を制定するものでございます。

8条立ての新規条例でございます。積立てにつきましては、篤志者からの指定寄附金を積み立てるものといたしまして、基金の管理運用などについて基金条例の一般的な条項を規定させていただいております。

なお、施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案書の16ページから28ページ、議案資料では3ページにわたります第5号議

案 笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。

こちら議案資料の3ページを御覧いただきたいと思ひます。

令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が実施されます。実施事業者のうち、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、これに基づいて町が定めます条例の基準を満たしていることが確認できました事業者に対しましては、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。このため、基準府令に準じて条例を制定させていただくものであります。

条例の内容といたしましては、2番のところ掲げてございますように、利用定員に関する事、利用者との面談実施に関する事、支払い方法に関する事、運営規程に関する事、勤務体制の確保等に関する事、苦情解決に関する事などを基準に準じまして定めさせていただいているところでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日からでございます。

続きまして、議案書では29ページから38ページ、議案資料では4ページから25ページにわたります第6号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは議案資料のほうの25ページを御覧ください。

国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されまして、これに伴い改正をさせていただくというものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず1つ目が旅費の計算等に係る規定の簡素化ということで、宿泊費は従来定額支給をいたしておりましたが、今般、上限つきの実費支給とさせていただくものでございます。

具体的には、改正前のところに表示がありますように、町長等は1万3,100円、職員については1万900円という定額であったんですが、改正後におきましては、地域の実情等を勘案して宿泊基準額、こちら上限を規定いたしまして、これを上限つきの実費支給とするものでございます。その下、参考のところ表として掲げてございますように、埼玉県、東京都、京都府につきましては基準額を1万9,000円、福島県、鳥取県、山口県につきましては8,000円ということで、それぞれ宿泊地に応じた宿泊基準額を定めて実費支給をさせていただくという内容に改めさせていただきます。また、パック旅行商品代のための旅行費目といたしまして、包括宿泊費というものも新設させていただきます。

2つ目としては、旅費の支給対象の見直しということで、従来は旅行者に支給をしておりましたが、これに代えて旅行代理店等に対する直接の支払いも可能とすることといたしております。

3つ目には、適正な支出の確保ということで、こちらのほうは規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対しては旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等から控除を可能とするような規定を新設いたしております。

そのほか、現行、日当として支払いをしておるものを宿泊手当に変更しまして、宿泊に伴う諸雑費に充てるための旅費として1夜当たりの定額を支給する規定でありますとか、あと公用車の借上げと申しまして自家用車を使用して旅行した場合に、1キロ当たり、これは従来の旅費法の規定の中で37円という定額の規定を持っておりましたが、こちらについても今般、実費支給というようなこと、改正になりましたことを踏まえまして、職員の通勤手当等を基に算出いたしまして、1キロ当たり17円という定額に改めさせていただくということにいたしております。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案書の39ページから42ページ、議案資料では26ページから37ページにわたります第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらのほうも議案資料の37ページを御覧いただきたいと思えます。

令和8年度の国民健康保険税率の改正のほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和8年度から創設される子ども・子育て支援納付金に係る所要の規定整備を行うものでございます。

笠松町の国民健康保険税率につきましては、平成30年度の国民健康保険県単位化以降、市町村標準保険料率との乖離解消を図り、令和6年度からは標準保険料率に合わせた税率とさせていただいているところでございます。令和8年度においても、標準保険料率に合わせた税率の設定とさせていただくものでございます。

なお、令和8年度からは子ども・子育て支援納付金の徴収開始に伴い、現行の賦課区分に加え、新たに、ちょうど表の一番右端になりますが、子ども・子育て支援納付金を追加させていただいております。改正後の税率等については表記のとおりでございます。

なお、子ども・子育て支援納付金課税額のうち、均等割額につきましては18歳未満の被保険者は負担なしのため、その分を18歳以上の被保険者から負担を求めるとし、均等割の18歳以上という区分の中で新たに200円というような金額を設定させていただいているところでございます。

施行期日については、令和8年4月1日であります。

続きまして、議案書の43ページから44ページ、議案資料では38ページから40ページにわたります第8号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは災害その他非常時に給水装置または排水設備等の工事に係る工事指定店の確保が困

難なときに、早期復旧及び被災地における給水装置または排水設備等に関する工事の円滑な実施を図るために所要の改正を行うものでございまして、災害その他非常時においては、他の市町村長が指定した指定工事店による給水装置または排水設備に関する工事の実施を可能とする、こういった規定を追加させていただくものでございます。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案書の45ページから46ページ、議案資料では41ページから42ページにわたります第9号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和2年4月から学校給食費が公会計化され、その債権の時効の5年を到来するに当たり、町全体の債権管理を明確にするため、水道事業、水道料金の債権管理に関する既存の条例を今回町全体の債権に適用できるように改正をさせていただくというものでございます。

改正の内容といたしましては、題名及び本文中の「水道事業の債権」という表記を「町の債権」に改めさせていただいて、行為の主体を水道事業管理者から町長に改めさせていただきます。

学校給食費等の私債権について、条例に規定をすることによりまして水道料金と同様、時効が到来した際の債権放棄等の行為を適切かつ効率的に行うことができるようにさせていただくというものでございます。

施行期日は令和8年4月1日で、条例の施行日以後に履行期限の翌日が到来する債権について適用をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の47ページ、議案資料では43ページの第10号議案 笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

防災行政無線（同報系設備）に係る戸別受信機のデジタル化に際しまして、親局から発信する電波を町内全域に伝搬させるため、令和7年度におきまして再送信子局を設置させていただきました。その無線施設を追加させていただくというものでございます。

第2条の無線施設の表中に再送信子局を追加させていただくものでございます。なお、位置につきましては運用規定において定めることといたしておりまして、今回、松枝小学校の屋上と下羽栗小学校の屋上に2基を設置させていただいております。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案書の48ページから49ページ、議案資料では44ページから45ページにわたります第11号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当町消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

議案資料の45ページを御覧いただきたいと思います。

まず非常勤消防団員等の損害補償基礎額につきましては、階級及び勤務年数の区分に応じ、対照表のとおり改定をさせていただくものでございます。

資料のほう、44ページにお戻りいただきたいと思います。

また、消防作業従事者等につきましては、最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に改定をさせていただきます。あわせて、扶養に係る補償基礎額の加算額につきましては、第1号、こちらの配偶者でございますが、従来100円であったものを今回廃止いたします。また、第2号、子に係る部分でございますが、こちらは従来383円であったものを433円に改定するとともに、こちらを第1号に規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案書の50ページ、議案資料では46ページになります。

第12号議案 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、令和8年3月2日に仮契約をいたしました防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約について、町議会の議決を求めるものであります。

議案資料の46ページを御覧いただきたいと思います。

契約金額は1,567万2,800円で、契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号、都築電気株式会社名古屋オフィスであります。

契約の方法は、指名競争入札で、入札結果につきましては表記のとおりでありました。

納期は、本契約締結の日から令和8年5月29日まででございます。納入場所は、笠松町地内、物件につきましては防災行政無線戸別受信機260台でございます。

続きまして、議案書の51ページ、議案資料では47ページから49ページにわたります第13号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について、町議会の議決を求めるものであります。

令和8年1月20日に開催されました町道編入審査委員会において、北及字高坪地内及び田代字社古地地内の宅地開発により設置されました私有道路について、道路の形状及び構造の基準に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

議案資料の47ページを御覧ください。

まず1つ目は、整理番号3282、路線名が北及78号線、起点、終点ともに北及でございます。場所は北及字高坪地内、延長は60.4メートル、幅員は6.0メートルから13.0メートルでございます。

48ページを御覧ください。

2つ目は、整理番号が3283番、路線名、北及79号線、起点、終点ともに北及でございます。場所は北及字高坪地内で、延長が12.2メートル、幅員は6.0メートルから8.8メートルでございます。

続きまして、49ページを御覧ください。

3つ目が、整理番号3284、路線名、田代80号線、起点、終点ともに田代でございます。場所は田代字社古地地内で、延長が52.1メートル、幅員は6.0メートルから11.6メートル、以上3路線につきまして、路線認定をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の52ページから73ページにわたります第14号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

補正額は6,637万3,000円の増額補正でございます。

今回の補正は、多くが本年度の事業費の確定、精算に伴い、不用額、契約差金等を補正させていただくものであります。それ以外の主な内容につきまして、順次御説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

66ページを御覧ください。

第2款 総務費、第4項 戸籍住民基本台帳費の第1目 戸籍住民基本台帳費では、12節 委託料のところで情報センター委託料として99万円、戸籍システム改修委託料として99万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加するためのシステム改修を実施するための委託料になっております。

続きまして、67ページを御覧いただきたいと思っております。

一番上、第3款 民生費、第1項 社会福祉費の第1目 社会福祉総務費の24節 積立金では、社会福祉基金積立金を301万9,000円計上させていただきました。こちらは笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団より2万円、大栄食品株式会社様より300万円の御寄附をいただきましたので、社会福祉基金へ積み立てるべく予算措置をさせていただいております。

続きまして、その下第4目 障害福祉費では、19節 扶助費で介護給付費649万3,000円を計上させていただきました。児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者、利用日数の増加に伴い増額をさせていただいております。

なお、こちらの財源といたしましては、障害者自立支援給付費負担金といたしまして国から324万6,000円、県からは162万3,000円を充てさせていただいております。

その下、第5目 福祉医療費では、こちら19節 扶助費で福祉医療費給付費として594万2,000円を増額させていただいております。重度心身障害者福祉医療助成事業で429万2,000円、母子家庭等医療費助成事業で165万円を増額させていただいております。

続きまして、68ページを御覧ください。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費で第3目 子育て支援推進費であります。

こちらの10節 需用費の消耗品、17節 備品購入費では、放課後児童クラブの事業運営に必要な備品等を購入させていただいております。児童の荷物用の籠であったり、図書、掃除機、DVDプレーヤー等を購入させていただいております。

18節 負担金補助及び交付金は、病児・病後児保育事業負担金といたしまして、こちらは他市町の病児・病後児保育利用者の増加に伴いまして負担金を増額させていただいております。

続きまして、69ページを御覧いただきたいと思います。

一番上の第4款 衛生費、第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費の中では、18節 負担金補助及び交付金で岐阜羽島衛生施設組合負担金を5,591万1,000円減額させていただいております。これは次期ごみ処理施設の建設に係る国庫交付金の種別変更に伴う起債充当率の変更によるもので、従来は循環型社会形成推進交付金、こちらのメニューを予定しておりまして、こちらは交付金の裏起債充当率が90%でございました。こちらが変更後におきましては防災・減災、国土強靱化交付金の適用を受けまして、こちらは交付金の裏起債充当率が100%ということになりました。財源が組合債に振り替わったことによりまして、組合の負担金が減額になったという内容のものでございます。

続きまして、70ページを御覧ください。

第6款 商工費の第1項 商工費、第2目 商工業振興費では、18節 負担金補助及び交付金で利子助成事業補助金として86万9,000円を計上させていただいております。借入事業者の増及び金利上昇に伴う利子助成事業補助金の増額でございます。

続きまして、第7款 土木費、第3項 河川費 第1目 河川維持費では、12節 委託料、内水浸水対策検討業務委託料を826万6,000円減額させていただいております。これは補助額の確定に伴いまして、事業内容の見直しに伴う減額でございます。あわせて、社会資本整備総合交付金、国からの交付金420万円を減額させていただいております。

続きまして、71ページを御覧いただきたいと思います。

第9款 教育費、第1項 教育総務費の第1目 教育総務費、こちらにも18節 負担金補助及び交付金で、教育給付費等負担金を769万4,000円増額させていただいております。広域入所児童の増加及び公定価格の改定に伴う増額でございます。

こちらにも特定の財源といたしまして教育費、教育給付費負担金、国からは288万2,000円、県からは144万1,000円、また県の補助として96万6,000円を充当させていただいているところでございます。

続きまして、第9款 同じく2項 小学校費でございます。こちらのほうの学校管理費の中で10節 需用費、修繕料、11節 役務費、タブレット端末保険料、12節 委託料のタブレット

端末処分委託料の減額につきましては、実はこれ令和7年10月からタブレットの端末更新に伴いまして、児童・生徒、保護者に貸与している端末の修理対応の保険を利用者対応とさせていただいたことによる減額等でございます。

10節 需用費では修繕料を減額、11節 役務費では端末保険料を減額させていただいております。また、12節 委託料のタブレット端末処分委託料につきましては、タブレットの利活用を検討することといたしましたので、処分を見送ったことにより端末処分委託料を減額させていただくという内容のものでございます。

その下の17節 備品購入費、管理用器具購入費281万4,000円と、同じく教育振興費の備品購入費、教材器具費6万4,000円につきましては、笠松小学校の特別支援学級、こちらが4月から2学級増級されることに伴う増額でございます。管理用器具費におきましては、電子黒板ですとか校務パソコン、机、パーティション等を購入させていただく予定であります。

続きまして、同じくその下の第3項 中学校費でございます。こちらの学校管理費につきましても小学校費と同様、タブレット関係についてはそのような変更に伴いまして減額をさせていただいております。

また、同じく17節 備品購入費の管理用器具費86万8,000円の増額につきましては、こちらも笠松中学校特別支援学級、こちらが4月から1学級増級されることに伴い校務用パソコン、プロジェクター等を購入するための費用を計上させていただいたものでございます。

最後、73ページを御覧いただきたいと思います。

こちら第11款 諸支出金の第1項 基金費につきましては、それぞれ7つの基金の積立金を計上させていただいております。それぞれ余剰金ですとか寄附金及び基金利子等を積立てするための予算措置をさせていただいているというものでございます。

続きまして、歳入のほうで59ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出のほうで説明に触れなかった部分について御説明させていただきます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税の地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴いまして1億5,600万円増額をさせていただいております。

その次、第14款 国庫支出金の第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金の中の4節 保険基盤安定負担金、6節 未就学児均等割保険税負担金、7節 産前産後保険税負担金につきましては、国民健康保険特別会計への繰り出しをすべく予算措置をさせていただいているところでございます。

同じく次のページ、61ページの県支出金の民生費負担金も同様でございます。こちらのほうも国民健康保険特別会計繰出金への充当すべく予算措置をさせていただいているという内容になってございます。

63ページの寄附金につきましては、歴史未来館への寄附金のほか、保護猫活動の寄附金等い

ただいた寄附金を予算措置させていただき、趣旨に沿った事業に充当させていただいているところでございます。

なお、64ページ、第18款 繰入金の中の第1目 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に伴いまして財源として充てておりました財政調整基金繰入金を減額させていただくということで6,018万3,000円を減額させていただいております。

次に、ちょっと戻っていただいて57ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほう第2表 繰越明許費の補正でございます。表記の起債の7つの事業につきまして、次年度に繰越しをさせていただき実施させていただきます。

まず上の2つにつきましては、先ほど説明申し上げた戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加するための改修事業でございます。

3つ目の物価高対応子育て応援手当事業につきましては、こちらのほうは追加支給で2万円手当を支給させていただく部分で、3月出生のお子様への対応ですとか、あと公務員への支給を見越しまして次年度に繰越しをさせていただき実施させていただくものでございます。

その下の道路新設改良事業につきましては、円城寺30号線におきまして電柱の支障移転が4月に延期されたことに伴い工期を4月まで延期するものでございます。

その下の学校施設長寿命化事業につきましては、松枝小学校のトイレ工事に係る設計業務でございます。

その下、笠松小学校管理事業及び一番下の笠松中学校管理事業につきましては、先ほど来補正で御説明申し上げました特別支援学級の増により管理用器具費等を整備させていただくものでございます。

58ページの第3表の地方債の補正につきましては、まず上段の部分、学校教育施設等整備事業債については8,520万円から8,670万円に150万円増額をさせていただいております。これは笠松中学校の照明LED化工事に係る国庫補助金が国の補正予算債で措置されたことによりまして起債のほうも補正予算債の適用となり、当初予定しておりました充当率75%から100%に拡充されたことに伴い増額をさせていただくというものでございます。

その下の体育施設整備事業につきましては、3,950万円から3,210万円に減額をさせていただいております。これは南体育館の解体工事、こちらのほうの契約差金の減額に伴いまして起債のほうも減額をさせていただいたというものでございます。

以上が一般会計の補正予算となります。

続きまして、74ページから80ページにわたります第15号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は7,175万円の減額補正でございます。

今年度の国・県の補助金の交付決定及び事業執行見込みに伴いまして所要の補正をさせてい

ただくものでございます。

詳細の説明はちょっと割愛させていただきますが、歳入につきましては、県の交付決定等に伴い、補正及び前年度繰越金の増に伴い不執行といたしました基金繰入れ、運用資金分、こちらのほうが7,300万円ほど減額する補正を行います。

歳出につきましては、令和6年度国保保険者努力支援交付金の精算に伴う償還金の増額のほか、出産育児一時金支給対象者の減に伴う減額、その他先ほど申しました基金繰入れ減額に伴いまして積み戻し分を減額させていただく、こういった内容の補正でございます。

続きまして、議案書の81ページから90ページにわたります第16号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正額は9,406万8,000円の減額補正でございます。

こちらのほうも詳細の説明については割愛させていただきますが、今年度の事業執行見込みに基づきまして所要の補正をさせていただくというもので、歳出につきましては、保険給付費はサービス受給者及び費用額の増減などを実績に基づきまして費目ごとにそれぞれ増減、減額させていただいております。

歳入につきましては、事業執行見込みを基に収入見込額を計上させていただいているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

予算の説明をお願いいたします。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 引き続きよろしく申し上げます。

令和8年度の笠松町一般会計予算書、こちらの書類になりますが、こちらのほうをお開きください。

第17号議案 令和8年度笠松町一般会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額は91億6,500万円、8.26%の増でございます。

詳細につきましては、後ほど予算主要事務事業説明書により御説明を申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第2表 地方債は、デジタル活用推進事業をはじめ7つの事業におきまして総額で2億2,730万円を予定いたしております。昨年度よりは8,690万円増加いたしております。

それでは、これより予算主要事務事業説明書により主な項目を御説明申し上げます。

今度はこちらのほうの書類を御覧いただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人は、昨年度より6.4%、8,200万円増の13億6,400万円を計上いたしました。現年度課税分の均等割は、納税義務者数では202人増の1万1,985人といたしておりますが、給与所得控除の10万円増額するなど税制改正によりまして60万円減の3,420万円を計上いたしました。所得割につきましては、令和7年度課税実績に勤労統計調査の民間賃金の伸び率の増に対しまして、こちらも特定親族特別控除の新設等税制改正による減を見込みまして、ふるさと納税の増加や住宅ローン控除の特例期間の延長などによる税額控除を差し引きまして8,060万円増の13億1,580万円を計上いたしました。

第2目 法人は、16.35%、1,900万円増の1億3,520万円を計上いたしました。均等割は、昨年度より2社減の620社を課税法人と見込んでおりますが、従業員数等の変更による課税区分の変更などにより300万円増の5,910万円、法人税割は、令和7年度実績により1,610万円増の7,590万円を計上いたしました。

第2項 第1目 固定資産税は、3.2%、4,100万円増の13億2,220万円を計上させていただきました。現年課税分の土地につきましては、時点修正による下落率等ございまして130万円減の5億5,950万円を計上いたしました。家屋につきましては、新增築117棟を見込みまして3,460万円増の6億250万円を計上いたしました。償却資産につきましては、令和7年度実績に中小製造業設備投資動向調査を参考に推計いたしまして770万円増の1億4,820万円を計上いたしております。

第3項 軽自動車税は、前年度とほぼ同額の6,160万円を計上いたしました。

第1目 環境性能割は、令和7年度末で廃止見込みであります。県からの納付が2か月後になる関係がございまして令和8年の2月、3月、2か月の登録分として80万円を計上いたしております。

第2目 種別割につきましては、令和7年度の登録台数に過去3年間の平均増減率等に乗じまして、課税台数を106台増の6,891台と見込み240万円増の6,000万円を計上させていただいたところでございます。

第4項 町たばこ税は、令和7年度の実績等を基に推計いたしまして、前年度から480万円増の1億3,810万1,000円を計上いたしました。

続きまして、2ページから続きます第2款 地方譲与税から第8款 環境性能割交付金につきましては、令和7年度の交付見込みに国の地方財政計画でありますとか県の推計による伸び率等に乗じて積算させていただき計上をさせていただいております。

第9款 地方特例交付金は、当分の間の税率廃止に伴う減収の補填といたしまして地方揮発油譲与税減収補填特例交付金等が創設されております。減収分が全額補填されるもので、金額

等については記載させていただいたとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

第10款 地方交付税の普通交付税は、令和7年度の実績から5.9%増の15億2,300万円を見込み、特別交付税については8,000万円を計上いたしました。合計では、前年度対比12.1%、1億7,300万円増の16億300万円を計上させていただいております。

これ以降の項目につきましては、歳出に絡んでまいるものがほとんどでございますので、特に御説明を必要と思われる部分について御説明を申し上げたいと思います。

まず第12款 分担金及び負担金では、前年度に比ばまして5,429万9,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、第4目 教育費負担金、保健体育費負担金の中の学校給食費負担金であります。

ちょうど5ページの中ほどのところになります。こちらは御承知のとおり、国の給食費負担軽減施策といたしまして小学校の学校給食費に係る保護者負担金に対し、児童1人、1期当たり5,200円の負担軽減交付金が交付されることによる減額でございます。なお、中学生の学校給食費に係る保護者負担金につきましては、本年度は物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金、こちらのほうを活用いたしまして保護者負担額を半額程度に軽減させていただくところでございます。

令和8年度の給食費につきましては、物価高騰等もございまして小学校が6,600円、これに対しまして国からの負担が5,200円ございまして1,400円の保護者負担をお願いしたいと思います。中学校につきましては、同じく7,500円と設定をさせていただきまして、国からの交付金を活用し3,800円軽減させていただきまして3,700円の保護者負担をお願いしたいと考えているところでございます。

そのほかの放課後児童クラブの利用料金は、利用者数の増加を見込みまして310万円増となっております。また、情報教育ネットワーク事業保護者負担金については、先ほど補正予算のところでも御説明申し上げましたタブレット端末に係る保険を個人対応に見直したことによりまして保護者負担額が198万円ほど減額となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

第13款 使用料及び手数料が2,570万円増となっております。

主な原因につきましては、6ページのほうになりますが、第2項 手数料、第3目 衛生手数料、こちらのほうが2,735万9,000円増となっております。これは笠松競馬場の事業系一般廃棄物処理手数料の増によるもので、馬ふんの総量が300トンほど増加するとともに、馬房数による負担割合も増加となったことにより2,977万7,000円ほど増額になっているというものでございます。

なお、この手数料につきましては処理費用の100%を笠松競馬のほうに負担していただくこと

になっておりますので、歳入の増額と同様に歳出においても増額をしているといった状況になってございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

第14款 国庫支出金の第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は2,090万円を計上いたしております。先ほど説明いたしました中学生の給食費の保護者負担額の軽減財源に充てさせていただきます。

続きまして、13ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの第15款 県支出金の第2項 県補助金、第6目 教育費補助金でございます。こちらにつきましても、市町村学校給食費負担軽減交付金として5,800万円を計上いたしております。先ほど御説明申し上げました交付金を受入れするものでございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。

中ほど、第18款 繰入金、第2項 基金繰入金は8,074万8,000円の増額となっております。

第1目 財政調整基金繰入では、前年度より2,610万円増の2億9,550万円を繰入れさせていただきます。

第2目 減債基金繰入では、地方債の償還元金に充てるため、今年度3,000万円の繰入れをさせていただきます。

第3目 かさまつ応援基金繰入では、前年度に引き続きまして観光事業補助金やプロモーション推進事業に活用させていただくほか、公共施設巡回町民バスの運行経費や窓口BPR推進事業、またふらっと笠松の運営事業など8つの事業に活用させていただくべく8,438万7,000円を繰入れさせていただいております。

続きまして、15ページのほうに移りまして、同じところで第8目 次期ごみ処理施設整備基金繰入では、新施設建設に係る起債の元金償還が始まったこと等により建設負担金が増加しております。令和7年度より1億407万7,000円増の2億407万7,000円を繰入れさせていただきます。これによりまして施設整備基金の全額を繰入れさせていただくということになります。

第9目 社会資本整備基金の繰入では、下水道事業への負担金に充てさせていただくため3,000万円の繰入れをさせていただいております。

そのほかの基金繰入につきましても、基金の設置目的ですとか事業達成のために繰入れをさせていただきます。

第19款 繰越金は、前年度より3,000万円減額の2億2,000万円を計上させていただきました。

第20款 諸収入は、前年度より3,189万3,000円の増となっております。

こちら16ページのほうを御覧いただきたいと思います。

主な要因といたしましては、先ほど分担金及び負担金のところでお話いたしましたGIGAスクールタブレット端末の保険が個人対応となったことにより町への保険金支払いがなくな

ることで1,000万円ほどの減額があるものの、新たな事業といたしましてコラボグッズの販売代金として、中ほどにございます1,100万1,000円を加えております。

また、一番下から2つ目の丸でございますが、こちらのほうは標準準拠システムの稼働が、先般お話ししました延伸されたことに伴いまして発生する追加経費を一般社団法人岐阜県市町村行政情報センターが負担することによる負担金2,954万9,000円を計上させていただいております。

17ページの第21款 町債は、先ほど概要はお話ししましたとおり前年度より8,690万円増の2億2,730万円を計上させていただいております。ちょっと中身について御説明申し上げたいと思います。

第1目 総務債では、税公金セルフ収納機の導入や行政版A Iチャットボットの開発、窓口用の発券システムなどに対しまして1,360万円のデジタル活用推進事業債を活用を予定させていただいております。

第2目 土木債では、道路新設改良事業債といたしまして前年度に引き続きパイプラインの上部利用工事に対して1,720万円、交通安全施設整備事業債といたしましては通学路の舗装工事に対して30万円、また名鉄竹鼻線の横断防止柵修繕工事に対しましては280万円、合計で310万円を予定いたしております。緊急自然災害防止対策事業債といたしましては、門間30号線ほかの舗装修繕工事、また円城寺37号線ほか道路の排水改良工事に対しまして2,720万円を予定いたしております。公園緑地事業債といたしましては、緑地公園のテニスコートの改修でありますとか、みなと公園のあずまやトイレの改修などを予定いたしているところでございます。

第3目 教育債では、松枝小学校のトイレ改修のほか、笠松小学校の中舎、西舎の防水等改修工事に伴う設計や講堂のトイレ改修工事に対しまして学校教育施設等整備事業債5,140万円を活用いたします。また、総合交流センターの空調改修工事に対しましては、緊急防災・減災事業債1億500万円を予定いたしているところでございます。

ただいま御説明申し上げました町債につきましては、充当率であるとか交付税の措置率であるとか、十分検討をさせていただきまして、より有利で条件のよい地方債を活用することに努めさせていただいているところでございます。

以上が歳入についての説明となります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。その前に、人件費について若干御説明を申し上げます。

全会計の職員数は、二役を含めまして123人、総人件費では9億6,278万1,000円で、前年度より321万3,000円の増額となっております。人件費は全予算の10.5%を占める状況となっております。

それでは、歳出について御説明を申し上げます。

資料のほうは18ページをお開きください。

第1款 議会費は19万8,000円の増となっております。こちらは事務局の人件費の増とともに、その他事務管理事業においてはペーパーレス化に向けました取組といたしまして、旧GIGAタブレットを活用するというので、OSを入れ替える費用を計上させていただいております。

第2款 総務費は8,409万9,000円の減となっております。こちらは第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の下から2つ目の二重丸のその他の事務管理事業では、宿直業務委託料を計上させていただいております。職員の負担軽減及び働き方改革の推進を図るため、現在、職員が2人一組で従事しております宿直業務について、令和8年7月より業務委託させていただく費用として645万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、19ページを御覧ください。

第4目 電子計算費は3,845万2,000円の減となっております。地方公共団体情報システム標準化移行が令和8年度に延伸になったことで移行経費の一部を令和8年度に再度計上しておりますが、前年度と比べますと委託料が4,266万9,000円減になったことによるものでございます。

財源につきましては、国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金、こちら補助率10分の10を活用させていただきます。

二重丸の2つ目の標準準拠システム管理事業におきましては、先ほどの経費は移行経費でございましたが、こちらは今後の運用管理経費でございます。ガバメントクラウドの使用料及びネットワークの管理委託経費ということで、166万6,000円増の5,538万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、20ページを御覧ください。

第5目 町民バス運行費は4,571万9,000円の減となっております。令和7年度に車両更新を行ったことによる減でございます。一方で、運行管理業務委託料は3年間の長期継続契約を予定いたしておりますが、人件費等の上昇によりまして330万円ほどの増額で計上させていただいたところでございます。ダイヤ改正によりまして、本数ですとか利用者数は減少いたしておりますが、1便当たりの乗車数では改正前と同程度で推移しているところでございます。あわせて実施をしておりますデマンドタクシーのチョイソコカラタン、こちらのほうも運行も継続し引き続き住民の皆さんの足、また交通空白地帯の重要な交通として御利用いただけるよう周知を継続してまいりたいと考えているところでございます。

第6目 防災対策費は4,320万9,000円の減となりました。

こちら21ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

こちら防災行政無線管理事業の同報系は、先ほど御説明申し上げました再送信子局、こちらを令和7年度には実施したことによる減でございます。デジタル戸別受信機につきましては、令和7年度の予算で繰越明許の中で措置させていただいておりますが、公共施設、病院などの

ほか、要配慮者、こちらのほうは緊急通報システムの設置者の方に対しては無償貸与をさせていただきたいということで、先ほど契約の案件のところで御説明しましたように260台を購入し、そのような対応をしてみたいと考えているところでございます。また、それ以外にも希望されます災害時避難行動要支援者の皆さんには、費用の4分の3相当を控除する制度を設けさせていただきたいと考えております。

続きまして、第7目 青少年交流事業費は259万6,000円の増となりました。令和7年度は小学生を対象に三重県志摩市の体験交流を実施いたしましたが、令和8年度におきましては中学生を対象に北海道新ひだか町における体験交流を実施する予定でございます。3泊4日の行程で、町内在住の中学生24名の参加を予定しているところでございます。

続きまして、第2項 企画費の第1目 企画総務費は6,256万5,000円の増となりました。二重丸の2つ目の情報化推進事業では、イントラ機器のリースアップによる更新で、使用料が約600万円増、またその中の一番下でございます中間サーバー・プラットフォームの運用交付金、こちらのほうは400万円の減となっております。

なお、この運用交付金については、全額国庫の補助金で賄われてまいるのでございます。

そのような中、新たな事業といたしましては、ちょうどその中ほどでございます市内L G W A N無線環境整備工事ということで718万3,000円を計上させていただいております。こちらについては、有線回線から無線環境に変更するための事業費でございます。現在は人事異動等によって毎年配線工事が発生することとなっておりますこの専用回線のL G W A Nを無線化し、配線にとらわれない自由な配置レイアウトの実現を可能とするほか、将来的には配線工事費用を削減できる、このようなことの実現を目指してこんな工事を実施したいと考えております。

なお、税情報等の個人情報を扱う業務端末は有線のままで、内部事務のイントラ端末を無線化させていただくというものでございます。

続きまして、22ページの上から2つ目の二重丸の住民協働活動促進事業は、補助対象団体を見直し、それぞれ各事業予算での予算計上を行ったことによりまして900万円の減額となっております。こちらのほうは事業を縮小したというわけではございませんで、それぞれ目的別の予算費目に計上をし直したという見直しを行わせていただいております。引き続き、住民の協働活動が円滑に積極的に実施されるよう、補助制度を活用した活動を支援してみたいと考えているところでございます。

その下のまちづくり事業では、新規事業といたしましてかさまつ共創まちづくりビジョン策定支援業務委託料439万4,000円を計上いたしております。地域主体の自立的で持続可能なまちづくりを実現するための基礎調査をはじめリノベーション対象となり得る地域の空き家の発掘や、具体的な再生プロジェクトの検討などを行ってまいりたいと考えています。

その下のふらっと笠松運営事業では、従来の行政情報発信等の機能に加えまして、このところはコラボ事業の開催によりまして県外、また遠くは国外からの観光拠点として現在のテナントの横を新たに整備いたしまして、アニメコラボ関連グッズの充実や、コインロッカー、サイネージによる観光案内などの機能充実を図るための経費、設計監理委託料や改修工事請負費として3,040万円を計上させていただいているところでございます。

そこから3つ下のDX推進事業では、令和7年度のLINEを活用したオンライン窓口システムの導入に続きまして、先ほどもちょっと起債のところ等で申し上げました新たに税公金セルフ収納機や行政版AIチャットボットの導入によりさらなる住民の皆さんの利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

こちら財源は充当率90%のデジタル活用事業債を活用させていただきます。また、CIO補佐官等業務委託につきましても継続をいたしまして、引き続きDX推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、財源については本年度同様、特別交付税において70%の財源措置があるものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

こちら一番上でございますが、新規事業の窓口BPR推進事業でございます。町長の冒頭、所信表明の中にも出てまいりましたが、1,858万7,000円を計上いたしました。窓口体験で判明した課題を解消するため、令和7年度においては職員による窓口リノベーションラボチームを立ち上げ検討を重ねてまいったところでございます。そういった中、新しい窓口では見やすい案内表示や座って手続きができるローカウンターのほか、発券機システムを導入いたしまして各窓口で一体的な案内ができるようになるとともに、インターネット上でも窓口の混雑情報の確認や窓口の予約が可能となるなど大きく利便性が向上する事業ですので、一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

財源につきましては、岐阜県の地域DX推進補助金をはじめデジタル活用推進事業債等の活用を予定しているところでございます。

第3項 徴税费、第2目 賦課徴収費の収納管理事務事業では、こちらも新たにWeb口座振替受付サービスを導入いたします。現在の町税や水道料金をはじめとした料金納付で、口座振替を利用しようと思うと窓口での直接手続を行う必要がございました。これをこのサービス導入によりましてスマホやパソコンから、いつでもどこからでも手続が可能となるというものでございます。導入経費として585万円を計上しております。

なお、財源については国庫補助金の地域未来交付金を活用してまいりたいと考えております。

第4項 戸籍住民基本台帳費は1,289万5,000円の減となっております。こちらのほうは住民基本台帳ネットワークシステム事業の再リースアップの機器更新により使用料で110万円の減、

機器更新業務委託では621万9,000円の減額となっております。

24ページのほう、お移りいただきますと、1つ目の二重丸の戸籍事務事業については、こちらは戸籍システムの標準化が対応完了したことによりまして改修委託料が451万円減、振り仮名の法制化対応が完了したことによって736万円ほどの減額となっております。

3つ目の二重丸のマイナンバー交付円滑化事業につきましては716万円の増額となっております。こちらのほう、更新で大変混み合っている時期を迎えるということで、交付窓口の体制の充実を図るべく国の補助金を活用いたしまして会計年度任用職員を1人増員しまして、円滑な窓口業務の遂行に当たってまいりたいと考えているところでございます。

第5項 選挙費につきましては、令和9年4月29日に任期満了となります岐阜県議会議員選挙の執行経費のうち、3月分、令和8年度中に執行見込みの分を計上しております。

第6目 統計調査費については、令和8年度は5年に1度の経済センサスの活動調査の年になりますので、所要額を計上させていただいたところでございます。

25ページのほう、第3款 民生費は4億2,534万4,000円の増額となっております。

このうち第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費では、二重丸の1つ目で特別会計繰出負担事業で2,803万5,000円の増額の5億5,054万5,000円を計上させていただいております。国民健康保険特別会計への繰り出しは729万2,000円ほど減となっておりますが、介護保険特別会計の繰出金が、こちらは保険給付費等の増加に伴いまして3,532万7,000円増の4億555万9,000円を計上いたしております。

26ページを御覧ください。

第3目 老人福祉費の一番下の二重丸になります敬老福祉事業は、今年度は100歳の長寿者褒賞祝金の対象者の方は9名いらっしゃいます。敬老祝金の対象者につきましては27ページの一覧表のとおりとなっております。

第4目 障害福祉費は、1億8,572万9,000円増のこちらは9億4,750万7,000円となりました。新規事業といたしましては、在宅障がい者福祉事業の2つ目の丸でございますが、超短時間雇用創出事業負担金、新規でこれ連携中枢事業でございますが、計上させていただいております。障がいや疾患をお持ちの方が週20時間未満の超短時間雇用により能力や適性に応じた職務を創出し、社会参加と自立を推進するという目的の下に実施をさせていただくというものでございます。負担金につきましては人口割で積算されておまして、当町の負担割合は2.8%といった数字になってございます。

次に、28ページの上から4つ目の二重丸、障がい者自立支援給付事業、こちらのほうが制度利用者の増加に伴いまして1億8,450万8,000円増の8億7,877万2,000円を計上いたしております。

次に、29ページの第5目 福祉医療費は1,272万2,000円の減となっております。それぞれ重

度障がい者の部分では453万円の減、子どもの医療費助成では697万円ほどの減を見込んでいるところがございます。

続きまして、30ページのほうを御覧ください。

第8目 後期高齢者医療費につきましては2,226万9,000円増の4億1,955万8,000円を計上いたしました。こちらは療養給付費が前年度比で1,137万5,000円の増、特別会計への繰出金につきましても1,053万9,000円の増となっております。

第2項 児童福祉費の第1目を児童措置費から児童福祉総務費に改めるとともに、後ほど出てまいります。第4目に保育所、幼稚園等の予算をまとめました保育所等運営費といたしまして、幼稚園等の予算を従来教育費に組んでおりました、これを移し替えております。

さらには次のページの第5目ですね、33ページのところの第5目として放課後児童クラブに係る予算を放課後児童健全育成費、これも新たに目建てをいたしました。事業内容は従来そのまま科目を変更いたしております。

なお、児童措置費、一番下でございますが、こちらは廃目となり単純な前年度比較はできませんけれども、戻っていただきまして、まず30ページの第1目 児童福祉総務費では、事業費では前年度比較1,915万8,000円の減の4億6,272万1,000円となっております。

なお、御参考までですけれども、全額県の補助で実施しておりました第2子以降の出産祝金の支給事業であるとか高等学校就学時準備等の支援事業につきましては令和8年3月で終了いたしました。第2子以降の出産祝金事業だけは申請期間の関係で2か月分のみ予算計上をさせていただいております。

児童手当等の支給事業につきましては、1,111万8,000円減の4億6,055万4,000円となっております。

31ページの第3目 子育て支援推進費は、放課後児童クラブや延長保育、一時預かり等予算組替えの関係で8,879万6,000円の減となっております。

続きまして、その下の新たに目建てをいたしました保育所等運営費は7億8,514万1,000円となっております。各種給付費が人件費の上昇等に伴って増額となっております。

新規の事業といたしましては、33ページの上から4つ目の二重丸、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度、条例等でも出てきましたところがございますが、こちらに係る予算を措置させていただいております。

続きまして、第5目、こちらも新たな目となりますが、放課後児童健全育成費は7,589万6,000円となっております。主な要因は、人件費の上昇等によるもので増加となっております。

続きまして、34ページを御覧いただきたいと思っております。

第4款 衛生費は2億3,080万8,000円の増となっております。

第1項 保健衛生費は1,055万2,000円の減となりました。

その下、第1目 保健衛生総務費は967万3,000円の減で、こちらは令和7年度にはこども家庭センターの開設準備工事990万円ほどを実施してありましたことによるものでございます。

続きまして、36ページを御覧いただきたいと思います。

第2目 予防費では272万7,000円の減となっております。65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種費用の減とか、帯状疱疹ワクチンの増、また子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の経過終了に加え、新たな事業としてはちょうど表の下から4つ目ほどですね。RSウイルスと表示がありますが、こちらのほうは新たに妊娠28週から37週の妊婦さんへRSウイルスワクチンの接種が4月から定期接種に加わったことに伴いまして増加となっております。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種率はおおむね15%、帯状疱疹ワクチンの接種率は45%ほどを想定しているところでございます。それぞれ御負担いただく自己負担金については表の右側に記載のとおりでございます。

続きまして、38ページの第4目 地域医療対策費につきましては、今年度は岐南町が当番町となるため事業費が減少いたしております。

第5目 環境衛生費は、火葬場の施設等整備基金を活用いたしまして火葬場の炉の改修、施設改修であるとか緑町墓地の防草シートの設置などを予定しているところでございます。

なお、保護猫活動につきましても引き続き基金を活用し、施設の維持に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、39ページの第2項第1目 塵芥処理費につきましては2億3,293万6,000円の増となっております。この中で、1つ目の二重丸の地域廃棄物減量等推進事業の3つ目の一重丸でございますが、こちらのほうにごみ集積所維持管理等交付金がございます。従来は資源ごみ分別回収等推進交付金と名称をしておりましたが、近年、資源ごみの分別回収活動のみならず可燃ごみのごみ集積所の維持管理などにも御利用いただいているということから名称等の見直しを行わせていただいたところでございます。交付内容については変更はございません。

続きまして、2つ目の二重丸のごみ収集・処分事業が2億328万3,000円増の9億4,079万2,000円となりました。一重丸の2つ目でございますが、家庭ごみハンドブック作成、全戸配付ということで202万円を計上させていただいております。令和9年4月の次期ごみ処理施設の稼働開始に備えまして、ごみ出しルールの変更点等を反映いたしました新たなごみハンドブックを作成し全戸に配付させていただきたいと考えております。

各種処理運搬委託ごとに人件費等の増額により増がございますが、増額の最も大きなものとしたしましては、40ページのほうにお移りいただきたいと思います。

中ほどでございますが岐阜羽島衛生施設組合負担金が2億5,490万2,000円増の4億3,083万円となっております。こちらは何度も御説明しておりますように施設建設負担金の増加によるもので、令和7年度、令和8年度においては負担は増加するというような計画で予定をしております。

した。かねてより大幅な負担増に対応するため積立てをいたしておりました次期ごみ処理施設の整備基金からの繰入れにより対応をしております。なお、処理費の負担の抑制を図るためにも、引き続き住民の皆様にはごみの減量化に対する協力を強く求めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2目 し尿処理費が842万4,000円の増額となりました。こちらのほうは施設組合の維持管理費負担金及び負担割合の増加によるものでございます。

41ページを御覧いただきたいと思っております。

第5款 農林水産業費は1,257万5,000円の増でございます。

第1項 農業費の第4目 農地費では、農業用排水施設管理事業の第1・第2三ツ目地区排水機管理負担金が、排水機場の電動機等の塗膜塗料に低濃度のPCBが含まれており、処理に係る費用として1,115万4,000円を増額させていただいております。

42ページを御覧いただきたいと思っております。

第2項 林業費では、森林環境譲与税等を活用いたしました白川町との交流事業、山と水の体験学習会を継続して実施しております。

第6款 商工費は1,504万1,000円の増でございます。

第2目 商工業振興費の1つ目の一重丸では、商工会の新規事業、求人支援事業、こちらのほうは動画を作成する事業でございますが、これに対する補助金を計上いたしております。応募形式で5社を選定し、会社紹介など求人動画を作成いたします。作成した動画は各社のホームページをはじめ、ふらっと笠松ですとかイベントなどにおいてサイネージで発信することに活用される予定でございます。

それから、下から2つ目の二重丸の企業立地促進事業、こちらのほうでは1,161万2,000円を計上させていただいております。工場等の設置奨励金を計上させていただいたものでございます。令和8年度は、事業の概要としては操業開始後、初めて固定資産税が賦課された年度から3か年、1年3,000万円を上限として交付するもので、土地、家屋、償却資産の固定資産税相当額を交付させていただくという内容のものでございます。

その下の二重丸、ワークダイバーシティ推進事業につきましては、こちらは新たな事業ということで、ひきこもり等働きづらさを抱えていらっしゃる方の就労支援を連携中枢事業として取り組んでいこうというものでございます。最終的には、利用実績に応じて費用負担をすることとなっております。

次に、43ページを御覧ください。

第3目 観光費は355万8,000円の増となりました。桜木の管理費用を、こちら都市計画費のほうに組み替えたことにより628万9,000円の減額がある一方で、1つ目の二重丸、観光促進事業では新規の事業として、新規まちづくり団体設立支援補助金50万円を計上しております。

また、二重丸の2つ目のプロモーション推進事業では、各種グッズの作成やコラボ実施などをはじめとするアニメコラボ事業実施委託料として1,100万円を計上させていただいたところがございます。作成したコラボグッズの販売代金については雑入にてコラボグッズの販売代金を計上し、事業充当させていただいております。

さらに、引き続き今年度いろいろ大賞とか受賞させていただきまして、全国的にも笠松町の名を発信することができました。映像作品等を活用した地域振興の調査・研究のためのロケツアーリズム協会への加入も継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

また引き続きお願いします。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

ページのほうは43ページの土木費のほうからお願いをいたします。

第7款 土木費は1,187万6,000円の増となっております。

第1項 土木管理費、第1目の土木総務費では、道路台帳のデジタル化を実施いたします。デジタル化によりネット上での閲覧が可能となり、議論の効率化及び事業者の利便性向上が図られます。

なお、財源につきましては国庫の地域未来交付金、補助率は2分の1を活用を予定させていただいております。

その下の地籍調査事業は509万2,000円の減となっております。令和7年度で笠松北西部の第3地区（その1）2の成果閲覧工程が終了し事業が完了いたしましたので、新たな地区への事業着手は行わず、平成27年度に着手しまだ事業完了できていない笠松北西部第1地区の完了に向け、再調査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、44ページを御覧ください。

第2項 道路橋梁費は2,265万5,000円の減となりました。

第1目 道路維持費は1,464万4,000円の減で、道路修繕事業が1,597万4,000円減の2,360万5,000円となっております。こちらにつきましては、緊急自然災害防止対策事業債の対象工事の減少によるものでございます。舗装修繕2路線、側溝蓋修繕2路線の1,272万1,000円を計上させていただいております。

第2目 道路新設改良費は892万5,000円の減となっております。こちらも緊急自然災害防止

対策事業債対象事業として、新設改良工事を円城寺37号線ほか2路線で施工させていただきます。また、前年度に引き続きまして、パイプライン上部利用整備工事を実施させていただきます。令和8年度以降におきましては、調整区域整備に着手をし、令和11年までの計画のうち、まずは西側歩道の整備で延長365メートルを施工予定であります。

財源につきましては、国庫の社会資本整備総合交付金、補助率2分の1と、公共事業債等充当率90%、こういった地方債を活用しながら実施してまいりたいと考えております。

第3目 交通安全対策費では、横断歩道周辺のカラー舗装化を継続するとともに、常盤町の名鉄竹鼻線と歩道との境界にありますネットフェンスが老朽化しているため、公共施設等適正管理推進事業債、充当率90%を活用いたしまして交通安全対策の強化を図ってまいります。

続きまして、45ページを御覧ください。

第4目 橋梁維持費では253万円の減でございます。5年に1度の法定点検の実施といたしまして29橋の基本点検と、おふじ橋の詳細点検を実施いたします。業務委託料で605万円を計上させていただきます。

なお、財源につきましては国庫の道路メンテナンス補助金10分の5.5を活用させていただきます。

続きまして、第3項 河川費、第1目 河川維持費は1,885万4,000円の増額となっております。

一番下のほうの二重丸の内水浸水対策検討事業では、雨水管理総合計画策定及びハザードマップを作成するため、内水浸水対策検討業務委託料として3,014万円を計上いたしております。

財源は、国庫の社会資本整備総合交付金、補助率2分の1を活用させていただきます。

また、令和7年度に補正予算で4か所を設置させていただきました土のうステーションにつきましては、近年、冠水した地域周辺を中心に11か所に設置する費用といたしまして423万5,000円を計上させていただきます。

続きまして、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費は177万9,000円の減となっております。下水道事業負担金は420万円増の2億1,220万円でございます。この負担金は下水道事業が借入れをいたしました起債の元利償還金について、普通交付税の需要額として算入措置された金額を繰り出すこととなっているものでございます。

そのほか、この費目の中では耐震診断、耐震改修助成事業の予算ですとか、あるいは空き家に対する予算を計上させていただいております。これらの事業については、このところ事業展開がちょっと滞りぎみでございますので、さらに一步踏み込んだ現状を分析した上での対策等も講じてまいりたいと考えているところでございます。

その次、46ページを御覧ください。

第2目 公園費は1,078万6,000円増の7,015万円を計上させていただきます。公園等管

理事業の3つ目の丸、桜木等管理業務委託を観光費から予算組替えしたことによりまして516万8,000円ほど増額となっております。また、公園の維持管理委託料につきましては、人件費等の上昇によりまして444万円の増となっております。

第8款 消防費は1,581万8,000円の増額となっております。

第1目 非常備消防費は1,499万6,000円の減で2,366万7,000円となっております。減額の要因は、令和7年度におきましては小型動力ポンプ積載車2台を更新させていただいたことによるものでございます。

続きまして、47ページの第2目 消防施設費は2,965万5,000円増の4億215万9,000円を計上いたしました。常備消防事務事業の羽島郡広域連合への負担金が3,154万9,000円増加したことによるものでございます。本部庁舎屋上及び屋外階段の防水工事等の施工によるものでございます。

続きまして、第9款 教育費は118万円の増となりました。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費は1億1,365万6,000円の減となっています。減額の要因で大きなものは、幼稚園関係の予算を児童福祉費のほうに予算組替えしたことによりまして合計では1億2,529万9,000円の減額となっています。

それから、内訳といたしましては1つ目の二重丸、教育委員会運営事業の中で羽島郡二町教育委員会負担金、分担金につきましては、総額で昨年より1,235万9,000円の増額となっております。これは中学校部活動の地域展開において発足いたしました羽島郡地域クラブ運営協議会に地域専門員を雇用するほか、既存の会計年度任用職員の皆さんの給与改定等によるものでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、10月1日現在の笠松町内の小学校の学級数及び児童数を表記しております。

一番下の二重丸、情報教育ネットワーク事業は1,769万円の減でございます。新規リースやリースアップによる増減はございますが、主な要因といたしましては、新規として次期校務システム初期構築業務委託料で212万7,000円を計上いたしております。県で共同調達するもので、負担割合は初期構築に係るものは団体数割、システムの運用に係るものは教職員数割で算出をされ、小学校費及び中学校費に分けて計上をいたしております。

また、減額の要因といたしましては、G I G Aタブレットの保険修繕対応につきまして、自然故障以外の修繕につきましては個人対応と取扱いを変更いたしております。令和7年度予算ではタブレット端末保険料として5年分を一括加入する費用1,500万円ほど、こちらは不執行となり今定例会で減額の補正を提出させていただいているものです。また、タブレット修繕費用として500万円、端末処分委託料として384万8,000円の予算を計上してございましたことによるも

のでございます。

49ページを御覧ください。

2つ目の二重丸、学校施設長寿命化事業は笠松小学校においては中舎西舎防水等改修工事に係る設計、講堂のトイレ改修工事なども実施させていただき予定でございます。また、松枝小学校におきましては、校舎トイレ改修工事を予定しておりまして、令和8年、令和9年の2か年の債務負担行為を設定させていただき、令和8年度は西舎トイレの洋式及び乾式化への回収工事を予定いたしております。

係る財源につきましては、国庫の学校施設環境改善交付金及び学校教育施設等整備事業債を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、50ページを御覧ください。

第3項 中学校費、こちらも10月1日現在の学級数及び生徒数については表示のとおりでございます。

第1目 学校管理費は2,987万1,000円の減となっております。

2つ目の二重丸になります中学校管理事業は1,619万1,000円の減となっております。令和7年度に照明のLED化工事をはじめ玄関には防犯カメラを設置するとともに、内線電話の設置工事を行ったためでございます。

その下の情報教育ネットワーク事業につきましては、小学校費でも触れましたGIGAタブレットに係る保険の取扱いの見直し等により1,364万9,000円の減となっているものでございます。

51ページを御覧ください。

第4項 社会教育費は1億133万8,000円の増となっております。

第2目 交流センター費が1億1,468万3,000円の増となっております。新規の事業として2つ目の二重丸、中央交流センター運営管理事業におきまして、公共施設予約システム委託料として944万5,000円を計上いたしております。新たにオンライン決済可能なシステムへ移行し、利用者の皆さんの利便性の向上を図ってまいりたいものでございます。

財源は、国の地域未来交付金、補助率2分の1を活用させていただきます。

また、中央交流センター及び総合交流センターの照明をLED照明に移行いたします。こちらはリース方式による整備を予定しておりまして、10月から半年分のリース料を計上させていただいているところでございます。

そして、増加要因の最も大きなものは一番下の二重丸になります総合交流センター運営管理事務の中の空調機改修工事でございます。こちらのほうはR22冷媒が使用されておりまして、修繕対応が困難な状況でございますので、緊急防災・減災事業債を活用いたしまして改修を予定しているところでございます。充当率は100%で、交付税措置70%の有利な起債を活用したい

と考えております。

続きまして、52ページを御覧いただきたいと思います。

第5項 保健体育費は2,915万5,000円の減となっております。

第2目 体育施設費で2,752万5,000円の減でございます。減額の主な要因といたしましては、令和7年度には南体育館解体に係る費用を計上させていただいたことによるものでございます。

また、3つ目の二重丸、テニスコート管理運営事業では、緑地公園内のテニスコートD面の人工芝の張り替えを予定いたしております。

こちらの財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債で充当率90%、交付税措置40%があるものを活用したいと考えております。

続きまして、第3目 学校給食費は391万6,000円の減でございます。賄材料費が物価高騰の影響を受けまして960万円ほどの増額になっております。

先ほど歳入のほうでもちょっと御説明いたしましたように、小学校分については国の市町村学校給食負担軽減交付金により1人当たり、1期5,200円が措置されます。一方、中学校分については国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、令和7年8月からの3年契約を締結いたしました給食調理等業務委託は、令和7年度予算では8か月分の予算であったため今年度は1,693万4,000円の増となっておりますが、一方で会計年度任用職員や人材派遣に係る費用の減額が合わせて1,900万円ほどの減額となっているところでございます。

続きまして、第10款 公債費は、前年度より849万8,000円の増となっております。元金償還につきましては728万7,000円の減でございますが、利子の償還が1,578万5,000円の増となっております。表中の件数を御覧いただきますとお分かりいただけますように、元金のほうが94件、利子については126件ということで、今後32件の元金償還が始まっていくという状況でございます。引き続き、公債費の推移には注視をしながら健全な財政運営に努めてまいります。

大変説明が長くなりましたが、以上が一般会計でございます。

それでは、続きまして特別会計のほうの説明をさせていただきます。

こちらは特別会計の予算書という書類のほうの1ページをお開きください。

第18号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。

令和8年度の国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額18億9,375万9,000円、前年度対比では9,094万1,000円の減額の予算といたしました。

続きまして、先ほどのこちらの主要事務事業の説明書の55ページをお開きいただきたいと思っております。

予算編成に当たりましては、団塊世代の方々が後期高齢者医療制度への移行が頭打ちを迎え

たものの、被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少を見込みまして、対前年度比1.8%減の3,242人として算定をさせていただいております。

歳入の国民健康保険税につきましては、県が示します標準保険料率を基本とした税率設定としたほか、近年の収納率向上による税収増を見込みまして、また令和8年度から創設されます子ども・子育て支援納付金分の徴収開始に伴い、前年度比では1,240万8,000円増の3億9,662万2,000円を計上いたしました。

続きまして、58ページを御覧いただきたいと思います。

歳出のほうの保険給付費では、被保険者数減少の影響を見込みまして対前年度比7,649万6,000円減の12億2,934万4,000円を計上いたしましたほか、59ページの第3款のほうになりますが、国民健康保険事業費納付金につきましては、県内の被保険者数減少の影響によりまして696万8,000円減の5億4,179万1,000円を計上させていただいております。

国民健康保険の財政は、被保険者数の減少ですとか1人当たりの医療費の増加などにより引き続き大変厳しい状況が予想されますが、標準保険料率に基づいた適正な税率設定と収納対策の強化により税収確保を図り、持続可能な国保運営に努めさせていただきます。

続きまして特別会計の予算書、またこちらの薄いほうになりますが、こちらの5ページを御覧いただきたいと思います。

第19号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和8年度の後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額4億4,046万7,000円、対前年度比では3,830万9,000円の増額の予算といたしました。

ちょっとあちこちして恐縮でございますが、主要事務事業説明書のほうの62ページを御覧いただきたいと思います。

予算の編成に当たりましては、本医療制度の対象者を対前年度比0.5%増の3,690人と見込み算定をいたしております。

歳入の約75%を占めます後期高齢者医療保険料につきましては、令和8年度は2年ごとの改定の年度となり、岐阜県内の保険料率が増額改定となったこと、また国保と同様に子ども・子育て支援納付金が徴収開始となることに伴い、対前年度比では2,777万円増額の3億3,033万円を計上させていただきました。

また、歳入の約25%を占めます繰入金につきましては、保険料率改定、子ども・子育て支援納付金の徴収開始に伴う県負担金、こちらは保険基盤安定分の増額などにより対前年比では1,053万9,000円増額の1億1,013万1,000円を計上いたしました。

次に、64ページを御覧いただきたいと思います。

こちら歳出のほうでは、歳出の約99%を占めます第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、こちらのほうが保険料率改定及び子ども・子育て支援納付金創設による収入増により増額にな

ることに伴いまして、対前年度比では3,861万7,000円増額の4億3,576万8,000円を計上させていただきます。

続きまして、また薄いほうの予算書の8ページを御覧いただきたいと思います。

第20号議案 令和8年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額が26億5,963万8,000円で、対前年度比では2億2,252万6,000円の増額の予算となりました。

主要事務事業のほうの66ページを御覧ください。

予算の編成に当たりましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の推計に実績値を加味いたしまして、第1号被保険者を5,821人、こちらは前年度対比102人の減でございますが、見込み算定をさせていただきました。

歳入におきましては、先ほど説明申し上げました第1号被保険者数を各所得段階別に乘じた保険料総額として、前年度比60万8,000円増額の4億6,045万2,000円を計上し、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきましては、保険給付費の増額に伴い総額で対前年度比1億3,795万9,000円増のトータル16億6,033万5,000円を計上させていただきます。

ちょっと飛んで68ページのほうを御覧いただきたいと思います。

町負担分であります一般会計からの繰入金につきましては、対前年度比3,532万7,000円増額の4億555万9,000円を計上させていただきます。

続きまして、70ページのほうを御覧いただきたいと思います。

一方、歳出におきましては被保険者数は緩やかに減少する一方、2025年度に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢となったことから、今後要介護認定率が上昇し要介護認定者数が増加することが見込まれるため、保険給付費を対前年度比2億1,322万9,000円増の24億9,431万7,000円を計上させていただきました。

今後、介護保険の財政運営につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり団塊の世代の皆様が全て75歳以上になられ介護ニーズが高まる年代となってきたことから、介護サービスの給付費が増加することが見込まれますが、今年度末の残高約2億4,000万円を保有いたしております介護保険基金の有効活用とともに、介護予防事業の推進による給付費の抑制にも努めながら制度の持続可能性を確保しつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、薄い予算書のほうの13ページをお開きいただきたいと思います。

第21号議案 令和8年度笠松町水道事業会計予算であります。

水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額は総額で4億4,546万8,000円で、前年度対比では1億742万円の減額となりました。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数が9,490戸、年間の総給水量を219万立方メートルと計画いたしております。

今度はこちらの主要事務事業の75ページのほうを併せて御覧いただきたいと思います。

水道料金につきましては、令和7年度の決算見込み及び物価高騰の影響を受けている市民の皆さんや事業所への支援として実施をいたします基本料金の減免等を提案いたしまして、対前年度比では4,723万3,000円減の1億9,008万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、79ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうで主な建設改良事業といたしましては、中野及び田代地内において経年管の布設替え工事や円城寺地内での水道管のループ化による配水管布設工事に4,081万9,000円を計上させていただいております。今後も、引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定的な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたいと考えております。

続きまして、予算書のほうの16ページをお開きいただきたいと思います。

第22号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計予算であります。

下水道事業会計の予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額11億4,709万7,000円で、対前年度比では2億8,061万6,000円の減額となります。

予算編成に当たりましては、業務予定量を水洗化人口1万8,127人、年間の総有収水量206万立方メートルと計画をいたしております。

主要事務事業のほうの80ページを御覧いただきたいと思います。

下水道使用料につきましては、令和7年度の決算見込みを提案いたしまして、対前年度比82万7,000円増の3億5,099万5,000円を計上いたしました。

次に、85ページのほうをお開きいただきたいと思います。

主な建設改良事業といたしましては、大規模地震時における下水道の機能を維持するため、重要管路の耐震診断や下水道管路施設の維持管理計画に沿った調査、点検を5,868メートル、老朽管の更生工事150メートルを計画し、委託料といたしまして3,067万9,000円、工事費として1,650万円を計上させていただいております。

令和8年度末の下水道事業の整備率は、対全体計画で82.5%、対事業計画区域では82.9%となります。今後も引き続き、下水道事業の果たす役割を踏まえ老朽化対策等を下水道の整備促進を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明3月5日から3月11日までの7日間は、議案精読のため休会とし、3月12日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明3月5日から3月11日までの7日間は休会とすることに決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時04分